

長野市農業委員会第 24 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 31 日（金）
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 51 分
- 2 場 所 会議室 203（第二庁舎 10 階）
- 3 出席委員
 - 1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
 - 4 番 青木 保 5 番 久保田清隆 6 番 野池 久
 - 7 番 長谷部 孝 8 番 小池 知永 9 番 渡邊 美佐
 - 10 番 小林 清男 11 番 清水 貢 12 番 鈴木啓佐利
 - 13 番 奥山 雅茂 14 番 山本 忠宏 15 番 柰津 光博
 - 16 番 北澤 万正 17 番 横山 幸季 19 番 曾根 信一
 - 21 番 近藤 利章 23 番 善財 良治 24 番 佐藤 隆
 - 25 番 和田 修
- 4 欠席委員
 - 18 番 高木喜久夫 20 番 花見ひとみ 22 番 宮崎 治夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
参事兼事務局長 浅川 清和 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美
主 査 竹内みつほ
農業政策課
主 事 相澤 巧基
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 223 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 224 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 225 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 226 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 227 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 228 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積計画（機構配分）」の意見聴取について
議案第 229 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積計画（機構配分）」の決定について
議案第 230 号 非農地決定について
報告第 71 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 72 号 農地法第 5 条の規定による届出について
報告第 73 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 231 号 令和 6 年農地の賃借料情報について

議案第 232 号 長野市国民健康保険運営協議会委員候補者の推薦について

議案第 233 号 長野市都市計画審議会専門委員の推薦について

曾根会長代理 ただ今から第 24 回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は在任委員 25 名中、22 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は 18 番 高木喜久夫委員、20 番 花見ひとみ委員、22 番 宮崎治夫委員です。あいさつですが、初めに青木会長より、お願いします。

青木会長 改めまして、ご苦勞さまでございます。農業委員会会長の青木でございます。まずは先日の長野農業委員会協議会のシンポジウム、大勢の皆さん方、ご参加いただきまして、ありがとうございました。一番メインとしていました農業会議の伊藤専務理事さんのお話を皆さん非常に興味深く、なおかつ慎重にお聴きになっておられたかと思います。内容的には、ご理解いただいたと思います。特に私、一番心配したのは、いわゆる地域計画のマップ作り、終わって、いよいよこれからというときに、具体的に何をすればいいかということ、改めて農業委員さん、それから推進委員さんのレベルでもきちっと理解をし、さらにそれを具体的な形で現場で進めてもらうということから、ぜひ、その辺のお話をお願いしたいということで。私自身も聴く中で、非常に分かりやすかったというふうに感じております。

そうしたことで、今日の農地のつぶやきにも書きましたけども、本年度の 1 番目の私どもの大きな仕事は、この地域計画の定着化作業になるかと思います。具体的には制度の理解と定着化、それから地域における協議の場の設定。この協議の場の設定については、令和 7 年度中に一回、きちっとやっとなないと、その次から続かなくなります。ということは、皆さん方の責任が非常に大きい。私も含めて、各地域ですね。そういう意味では、必ず年 1 回はこれをきちっとフォローするシステム作りをそれぞれの地域の中で確立していただくということが皆さん方に課せられた大きな課題ではないかというふうに思っております。これは農業委員さんだけじゃございません、推進委員さんもそういう単独のエリアを持って計画を作られたというところがございますので。この辺については今後 1 年間かけて、きちっとしたシステム作りを、これは農業政策課を含めてやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

2 番目は 12 月末のまとめでも申し上げましたように、おかげ

さまでタブレットを全員、67名の委員さんに行き渡りました。非常に有効活用されている委員さんもおられますし、まだ眠っておられる方もあるのではないかなというふうに思っています。いずれにしても、これからはこういった近代文明を使いこなさなければ、スピードそれから正確性、含めて業務が進んでいかないという状況になりますので、事務局にもお願いをしていますけども、いわゆる地図の検索だけじゃなくて、できれば日常の業務日報等もタブレットを使いながら簡単に入力するというようなことも含めて、この1年間、何とか身に付けたいというふうに思っています。20期の委員さんには、19期の皆さん方は全員、きちっとできて卒業したよ、ということをやぜひ報告したいなというふうに思っています。

3番目ですけども、20期の農業委員の組織の各委員さんの選出作業、これが春以降、スタートいたします。情報によりましては各地区で、もう既にそんな動きのお話も出てるところがあるかなと思いますけども、常々、私も考えておりますのは、やはり女性の委員さん。農業委員さんなり、最適化推進委員さんなりの考え方、それからご意見、もろもろを含めて、やはり一定の規模の女性委員さんが必要だろうというふうに思っていますし、国の方針にもありますが、そんなことを含めて長野市農業委員会としても、でき得れば2桁。2桁が無理であっても、現行4名を倍ぐらいにはしたいなというのが私の気持ちでございます。

そういうところにあって、この前の役員会の中で私のほうから調査会長にお願いしましたけども、少なくとも各調査会では1名、女性の最適化推進委員さんを選出していただきたいと、お願い申し上げました。それぞれ大きな課題になろうかなと思いますけども、私のお願いでございます。

それから4番、5番については、非常に今困っております果樹の生産振興策。正直言いまして、去年、結構、果樹は全体的には売り上げがまずまずで、善光寺平の果樹の農家の懐具合が少し良かったんじゃないかなというふうに思いますが、生産高そのものは少なくとも右肩下がりなんですよね。それは生産者が減っているからです。個人農家としては、まずまずなんですけど、全体的ないわゆるボリュームというのは落ちてます。その上で、これ、何とか歯止めをかけなきゃいかんかなというふうに思っています。それには何するか、やっぱり植えなきゃいかんかな。植えるためにどうするかということも含めて、当然、これらは農林部と、それから当然、JAさん等の協力も必要なんですけども、これについても一回、てこ入れをしていきたいなというふうに考えております。

最後に書いた中山間地農業の再興策。これも担い手不足だということではいろいろ考えたんですけども、やっぱり一番近い道のりは、まずは法人化であろうかなというふうに思いますし、それから集落営農ということをもう一回、真剣に考えなきゃいかんなど。今までは概念的に集落営農をやろうじゃないかと、メリット、デメリットを話していたんですけど。もう一回、これを地域の中に落とし込んで、本当にできるか、できないかという。この前も県の農業委員会大会で基調講演があったじゃないですか、新潟の。ああいった現実的にできているわけですよ。非常に地域が活性化している。田んぼそのものも非常に緑になっているというような現場を見たんで、改めてこの辺ももう一回、勉強しながら地元で落とし込んでくというような動きを、ぜひできたらというふうに思っています。

非常に、どの項目を取っても大変なことですけども、ぜひ、皆さん方と手を合わせながら、一つずつ実現しながら。19期、これで終わったな、よかったというような形でバトンタッチにしたいというふうに思っておりますので、ご協力をお願いしたいというふうに思っております。今日も経基法を含めていろんな議題がございますけども、議事進行に皆さん方のご協力いただきながら、効率よい会議にしていきたいというふうに思ってます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、浅川局長よりごあいさつ、お願いします。

浅川参事 ご苦労さまでございます。新年、初めての総会でありますけれども、皆さまにおかれましては何かとご多忙のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、連日、各地で農家相談会を開催してございますが、そちらのほうもご出席をいただきましてありがとうございます。引き続きよろしくお願いをいたします。先日のシンポジウムにおかれましては大勢の委員の皆さまにご出席をいただきまして、盛大に開催できましたことを御礼申し上げます。会長並びに代理におかれましても、大変、お疲れさまでございました。

今後の予定を申しますと、来月はまず2月4日に市議会とJAとの三者農政懇談会が予定されておりました、農業委員会といたしましては役員の皆さまにご出席をいただきます。役員の皆さまにはよろしくお願いをいたします。また、翌月の28日ですが、総会と合同研修会を予定しております。研修の内容としましては、前回の総会でもご案内をしてございますが、太陽光発電について、盛土規制法について、農地の貸借・売買手続きの変更についてなどを予定しております。午前、午後と長丁場となりますけど

も、よろしく願いをいたします。

それから次期委員の選任につきましても、そろそろ準備のほうに入ってます。地区調査会で概要も説明を申し上げましたが、前回の推薦方法をベースに必要な見直しを加えつつ、速やかに、かつ、厳正に進めてまいりたいと思っております。委員の皆さま方におかれましても、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。また、本日は総会終了後、農業委員会だより第 100 号記念号編集委員会ということを予定しています。関係の委員の皆さま方におかれましては、引き続きよろしくお願い致します。本日は農地法等議案 21 件他でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは規定に基づきまして議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。着座にて進行をさせていただきます、ご容赦いただきたいと思います。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 25 番和田修委員、同じく議席番号 1 番 阿部孝二委員、それぞれよろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で農業委員会の委員は自己、または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件にしましては、議案第 227 号におきましてお手元に配布いたしました別紙 1 のとおり関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他に当事者、または関係者となっている方がございましたらお申し出ください。いらっしゃいませんか。よろしいですか。

【該当なし】

議長 それでは、なしと確認をいたしました。次に議案の訂正等の報告を事務局からお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願い致します。説明、着座にてさせていただきます。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。また、議案の訂正につきましては、本冊、農地法議案と別冊

1 農業経営基盤強化促進法等の議案にありました。

最初に別紙、第24回総会農地法等議案訂正票をご覧ください。訂正内容は地区調査会で配布しました訂正票と変更はございません。まず訂正1ですが、本冊2ページ、農地法第3条の6番と7番です。受人と借人の氏名の修正をお願いします。修正2につきましては本冊5ページ、農地法第4条の1番です。事務局内で検討した結果、5条で処理すべきと判断しましたので、4条を削除し、5条の6番として追加をしました。また、別冊1、農業経営基盤強化促進法等議案の訂正につきましては、後ほど議案の説明の際に農業政策課より説明いたします。議案の訂正等の報告につきましては以上でございます。

議 長 議案訂正について、よろしいですかね。それでは議事に入ります。農地法等に関する事項について審議を行います。議案第223号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第223号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊1ページをご覧ください。番号1番から4ページの13番までの13件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が12件、使用貸借権案件が1件となります。農家創設は6番と7番ですが、これは農家創設者が同一人物ですので件数は1件となります。また、3番、8番、9番、13番の4件が10アール未満の案件でございます。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第3条第2項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いをいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から3番まで、お願いします。

善財地区調査会長 北部調査会の善財です。1番につきましては所有権移転、無償贈与案件であります。この土地は15㎡と、ごく小さいわけです。道路を挟んで反対側の地籍が、以前、ほ場整備を実施した所でありまして。本件申請地は、ほ場整備から外れた半端に残っていた土地でありまして、この土地を隣接の野菜作りをしているお宅へ無償贈与したいというものであります。効率的な作業が見込まれ

ますので、許可相当と判断いたしました。

2 番につきまして説明します。これも同じく無償の所有権移転、贈与でありまして。この土地については受人所有のりんご畑に隣接した土地でありまして、10 年ほど前から受人に耕作を依頼してきたという畑であります。今後のことを見据えて所有権移転をしたいということでもあります。耕作の用に供されることが現実であると認められますので、許可相当といたしました。

それから 3 番であります。10 アール未満案件であります。本件につきましては、受人が今回、購入した宅地、住宅既存でありますけれども、その住宅に隣接した畑を同時に購入したいということでもあります。住宅については現在、改装中でありまして、改装が終わり次第、入居をし、畑の耕作をしたいということでありまして、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、4 番及び 5 番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。まず 4 番につきましては、姉と弟の姉弟間の取引でありまして。受人の弟さんのほうは戸隠で野菜を中心に農業を行っている方です。本農地は受人が耕作している近くにある農地で、渡人が管理できないということから弟が買い受けて農地として利用するもので、許可要件を満たすと判断いたしました。5 番につきましては、受人の所有農地に隣接している農地で、受人は自己所有地と一体で管理できるということで、その後、水稻栽培を行うということで、許可要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、6 番から 12 番です。

小林地区調査会長 南部地区、小林です。南部地区調査会では 6 番から 12 番、審議いたしました。6 番、7 番につきましては受人が同じ方で、同じ案件ということで併せて説明させていただきます。6 番につきましては有償による所有権移転、7 番につきましては使用貸借権設定によるものであります。受人は、既に 7 番の申請地に借人の手伝いをする形で農業に携わっておられます。現在は長野市街地にお住まいですが、6 番の申請地に隣接する住宅を購入して 3 月から移住する予定ということでもあります。

6 番、7 番を併せて農家創設の案件でありますので、地区調査会に来ていただいて説明をいただきました。高齢となった両親とともに生活しながら、現在、学ばれている自然農法について、農業と勉強を両立していきたいという考えで信州新町で住宅を探しました。日原という所に移住することを決めたということでもあります。6 番、7 番、それぞれ所有者の近隣農家に技術指導を受けながら、わらび、大根、里芋等を耕作していく予定であります。

将来的にはわらびも、根元の辺りにわらび粉になる部分があるよう
うでございまして、生産・出荷等を計画していきたいということ
でございまして。特に内容に問題はありませんでした。

続きまして、8番につきましては有償による所有権移転による
ものです。10アール未満の案件です。受人は稲里町にお住まいで
すが、申請地に隣接する住宅を購入し、ここをセカンドハウスと
しての拠点として農業をされたいということでありまして。受入夫
婦は、これまで市民菜園にて7年間、農業経験があります。作付
け予定作物は、じゃが芋、トマト、なす他、野菜ということでご
ざいまして。9番につきましては、篠ノ井の遊水池の整備事業の代
替地であります。有償の所有権移転によるもので、10アール未満
の案件です。作付け予定作物は、トマト、きゅうり、長ねぎとい
うことになります。続きまして10番ですけれども、有償の所有
権移転によるもので。受人は既に農業をされており、本件の申請
地について、県外でお住まいの渡人に代わって長年、管理してき
たということもありまして、今回、有償による所有権の移転とい
うことになりました。大根、白菜、長ねぎを栽培するということ
であります。

11番及び12番について、いずれも有償による所有権移転でご
ざいまして。申請地に隣接して耕作している受人が引き受けるこ
ととなったもので、既に耕作されてる方に、11番については渡人
が高齢となったことで所有権を移転するということです。12番につ
きましては、渡人が県外にお住まいということでありまして、
今後、耕作をするのは困難であるということのようです。作付け
予定作物につきましては、11番が白菜、長ねぎ、12番は水稻と
いうことになります。いずれも許可条件に適合しており、調査会
では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、13番について願いま
す。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。渡人は県外居住で、若穂に残った
農地について処分を検討されていたということで。ちょうどそれ
を受けて、受人が規模拡大を検討されていたという中で所有権移
転がなされたものです。無償による所有権移転となっております。
受人は農地の合計面積4反歩に届かないという中で、まず
こちらの1筆を3条のほうで所有権移転をして、経基法のほう
で、あと2筆、それも合わせて同じ渡人から所有権移転を受ける
ものですということです。規模の拡大ということを希望する中
で、耕作についてもしっかりとやっていくということで、問題なし
と判断をしたものでございまして。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の

事務局説明並びに各調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。阿部委員さん。

阿 部 委 員 ちよつと教えて。8番なんですけど、渡人は経営 4,577 で自作 4,577 で同じぐらいで職業は無職になってるんだけど、これは農業ってことじゃないの？やってないの？規模からいきや、農業だよな。

議 長 これは事務局お願いします。

笠 井 主 幹 3 ページ、8 番、ご覧いただきたいと思います。渡人、ご住所
兼 事務局 長 補 佐 は東京都となっております、今現在、管理していない土地という
ことでございます。

阿 部 委 員 4,577 を管理してない。

笠 井 主 幹 そうですね。今回、隣接者がこの面積、739 m²について耕作す
兼 事務局 長 補 佐 るという形にまとまりましたので、契約するような形になります。

阿 部 委 員 そうすると荒廃農地？休耕農地？

笠 井 主 幹 という形でよろしいかと思います。そこの所に住宅も一緒にあ
兼 事務局 長 補 佐 るんですね。住宅と荒れている所をまとめて購入する。そこの住
宅の所はセカンドハウスとして、そのセカンドハウスを基盤として
周辺の農地、管理していきたいというお話を伺っております。

議 長 4,577 m²、全体、あるんですよ、この●●さんって方は。この
資料では。そのうちの 739 m²ってことは、あと残りっていうのは、
そのまま荒廃農地のまま？

笠 井 主 幹 すみません、確認はできていないです。
兼 事務局 長 補 佐

阿 部 委 員 まとめて●●さんにやってもらおう。有償でも分割でも。そのほ
うがきれいになる。

議 長 分かりました。じゃあ、今現在、細かいことまでは。もし分か
れば、また後ほど。

阿 部 委 員 そうですね。耕作してなければ、●●さんに全部を、有償にな
っちゃうんだろうけど、それはまた進めてもらったほうがいいよ
ね。

議 長 その辺は一度、調べていただいて、ご報告ください。

笠 井 主 幹 分かりました。
兼 事務局 長 補 佐

議 長 お願いします。他、ご意見、ございますか。質問を含めて。よ
ろしいですか。それでは、質問については以上で、進めます。採
決に入りたいと思います。議案第 223 号について、許可すること
に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 223 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 224 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼 事務局長 補佐 議案第 224 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊 5 ページをご覧ください。番号 1 番は先ほどの議案の訂正のとおり削除をお願いしました案件のため、4 条は 2 番と 6 ページの 3 番の 2 件でございます。2 番は農業用資材置場、駐車場、きのこ廃培地置場、通路を設置する転用案件と、しめじ栽培施設、品質管理検査室を建築する転用案件です。

備考欄をご覧ください。農振軽微変更と記載のとおり、令和 6 年 10 月 8 日付で農業振興地域整備計画の軽微変更があったものです。また、機構意見の記載がありますとおり、合計面積が 30 アールを超えているため、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を述べる案件でございます。北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議をいただいた結果を踏まえて、長野県で許可の判断を行うものとなります。なお、本件は農地法第 5 条の議案 4 番と関連しており、4 条は申請者が所有する農地の転用であり、5 条は農地の売買に伴う所有権移転が生じる転用案件ですが、同一事業による転用となっております。続きまして 6 ページをご覧ください。3 番は農機具置場を設置する転用案件です。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に達しておりました農地法第 4 条の 3 案件は、2 件が許可済みとなっております。開発許可の必要な 1 件は、まだ許可書は届いておりませんが、特段の指摘がないことから、近々、許可となる見込みです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。全て東部地区調査会長ですので、2 番、3 番、よろしくお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず 2 番ですが、これは追認の案件になります。先ほど事務局の説明にもあったとおり、10 月に農振の軽微変更、農振除外を行われたものです。一連の手続きが整った中で、今回、転用申請と至ったものであります。●●さんにつきましては、10 年ほど前に、ほ場を稼働させて、その周辺の農地について順次、相対での取得を進めてきたと。その中で実際に耕作が行われず、資材置場や駐車場として利用が進められてきたというような状況です。

たくさんの筆があるんですけれども、1番目から中段、下、●●までは工場周辺の農地。現在、資材置場、あるいは駐車場等で利用されているものであります。それ以降につきましては工場の北側の市道を挟んだ農地で、こちらも使用済みの培地の集積を行うというようなもの。実際、集積、一部、始まっておりますけど、そういう場所に転用するというものであります。その農振除外の申請が出た時点で、地元委員全員で現場の確認を行い、また、この頃も転用申請があった中で、委員全員で現場での確認を行っております。当初に現場を確認した際に、その使用済み培地の置場となる農地の脇に水路が通っているということで、その水路への培地からの排水の影響もなくすための対策をしてほしいということ。また、敷地内に赤線がまだ残っていたということで、その払い下げ等の対応も併せて行ってほしいということで指摘をしたところ、今回、2回目の現地確認した中では、既に赤線については払い下げが完了し、また、使用済み培地の置場も排水の対策についても土盛りを行って水が水路のほうに流れ込まないような対策を採るということで、その規模等も確認したところであります。直近にも昨年、相対での所有権移転が行われておりますけれども、この際には使用済みの培地が集積されていた。それについては撤去して耕作を行える状態に復元をしてからということで、実際、それについてはこちらの指示のとおり対応がなされております。

使用済み培地については、いったん別の施設で堆肥化のための1次処理を行って、それを今回の申請地のほうへ集積するというようなことで、臭いとか排水等、そういったものについては周辺への影響っていうのは抑えられているのではないかというふうの確認をしたものです。農振除外の際もご意見をいただきましたが、一応、地域の大きな産業を担う工場であり、今回、改めて転用の申請、整理をするということで許可相当と判断をしたものでございます。なお、この中で1筆については、所有権移転がなされていない賃借で使用されていた筆がございますが。これについては後ほど、また、5条のほうで申請が併せてされているものでございます。

続いて3番ですが。3番については、申請人は会社勤めをしながら農業のほうも大規模に行っている方でありまして。今回、農地に自分で使用する大型機械、かなりの台数。二十数台。その農業機械の置場として使用されていたということで、それを正式に転用の申請を行うものでございます。こちらの申請人につきましては、他にも何か所かで耕作を行っておりますが。その中の一部の農地につきましては実際に耕作されず、荒廃した状態の農地があ

ると担当の委員のほうから確認で指摘がありました。

そういった中でこういった申請があるということで、それについてもいろいろ調査会の中では議論が行われましたが、農地の拡大については経基法のほうで、また出てくるものでございます。これについては駐車場への転用、農機具置場への転用という案件であります。当該地については砕石等はいれなくて、直接、農機具を置くというものでありますということで、周辺の影響等はないというような形で許可相当と判断をしたものであります。以上です。

議 長 2件ですね。農地法第4条に基づく案件でございますけども、事務局の説明及び調査会長からの報告について、ご質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 特に2番のきのこの培地については、いろいろ細かい点、あったんですけども。調査会のメンバー全員で、2回も招集されてきて事細かに確認し、指摘事項に対する是正措置等についても最終的な確認が一応、できたということで、今回、調査会のときにもご報告いただきました。よろしいですかね。それでは採決に入ります。議案第224号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって、議案第224号は許可相当といたしました。

続きまして、議案第225号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第225号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。番号1番から、訂正票で追加しました6番までの6件でございます。1番は資機材置場及び工事車両の通路を設置する一時転用で、許可日から令和7年6月18日までとしております。2番は農業後継者別棟住宅を建築する転用案件で、備考欄の農振除外日のおり令和6年10月8日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。3番は砂利採取用地として利用する一時転用で、許可日から令和7年8月21日までとしております。備考欄をご覧ください。一番下に5条計画変更議案1番と関連と記載があります。本件は許可相当と決定した場合、隣接地で既に行われている砂利採取の事業拡大となりますので、5条の計画変更の議題となります。ここで松橋補佐から、関連事項につきまして説明をいたします。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。砂利採取につきましては 12 月の総会において要望いただいております。内容としましては農地法の転用許可要件と砂利採取法の認可要件の違いが分かりにくくて、議案調査の際の参考になるよう整理してほしいと要望をいただいております。このことにつきましては、現在、関係する県の長野建設事務所、農業農村支援センターから情報を得て整理を進めているところでございます。委員の皆さまには、どのような役割が求められているのか、また、どのような視点で調査をすればよいか整理をし、お示ししたいと考えておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

笠井主幹 続きまして、8 ページをご覧ください。4 番は農業用資材置場兼事務局長補佐を設置する転用案件です。農地法第 4 条の 2 番と関連した議案でございます。5 番は重機・工事用資材置場、駐車場を設置するための一時転用案件で、許可日から令和 7 年 4 月 30 日までとしております。先ほどの訂正票の 6 番をご覧ください。初めに、本件を農地法第 4 条から 5 条へ変更した理由をご説明します。まず、本件の申請地は相対による借地でございました。申請書の提出時には借地のまま 4 条で対応できると考えておりましたが、相対を担当する農業政策課と調整した結果、転用申請に際して転用部分の相対を解約する必要があることが分かりました。つきましては、5 条申請で転用することとなったものです。当該区分の相対につきましては解約をいただいております。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。本件は農業用直売所・駐車場・通路を設置する転用案件です。備考欄をご覧ください。農振軽微変更日と記載のとおり、令和 7 年 1 月 10 日付で農業振興地域整備計画の軽微変更があったものです。また、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。なお、先月、総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達しておりました農地法第 5 条の 7 件は全て許可済みとなっております。以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番、2 番、6 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。事務局からの説明とダブるところは省略させていただきます。1 番は長野市の河川課発注の雨水幹線工事の実施に関わる資機材置場及び工事車両の通路ということでありました。一時転用でありまして、周辺に与える影響は少ないと判断

いたしました。許可相当と判断いたしました。2番は使用貸借権の設定による農業後継者別棟住宅の建築であります。親から子どもへ使用貸借で貸すということでありました。親の住宅に隣接した田んぼでありまして、周辺に与える影響は少ないと判断いたしました。許可相当と判断いたしました。

それから6番であります。事務局説明のとおり、借人が借りている畑の一部にテントを設置して、各種野菜類の販売を行いたいというものであります。農振の軽微変更が今月、先に行われた案件であります。近隣に与える影響という面で調査会の中で話題に上ったことがありますので、参考までに申し伝えさせていただきます。この販売所では、販売だけではなく訪れたお客さんに、ほ場を見せたり体験してもらえる場所として使用したいという事業計画があります。そういうことになるとトイレの設置も必要ではないかと心配する地元の委員さんの意見もありまして、改めて事務局において申請人に確認をしてもらったんですが、トイレは設置しないということでありました。

長時間にわたる場合にはトイレ設置の必要があるかと思いますが、そう、長時間にわたることはないということでありました。調査会後の事務局からの情報によりまして、調査会での決定どおり許可相当ということで私のほうからは説明させていただきます。以上であります。

議 長
北村地区調査会長

続きまして中部地区調査会長から、3番、お願いいたします。番号3番でありますけども、砂利採取の一時転用案件であります。先ほど事務局のほうからも触れましたけども、この転用の対象の地は昨年8月に砂利採取の一時転用を受けて、現在、事業の最終段階なんですけど、行っている場所の隣接地にありまして。そのため両農地を一体事業と見なして当該農地の転用許可と、それから昨年8月に許可を受けた計画の変更、この二つの許可が必要になる案件ということでありました。これは県にも確認いたしましたし、農水省の事務処理の基準に照らし合わせて、その二つが必要という結論であります。

計画変更については次の議案で決議を受けることになりますので、まず、この3番の案件であります現地で業者を呼びまして、社長以下呼びまして、委員と協議をし、現地を確認した上で事業計画書を精査しました。周辺の農地に、まず営農の支障はありません。そして、近隣農地の所有者、それから住民への説明なり同意を得ているということでありまして、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上であります。

議 長

続きまして東部地区調査会長から、4番及び5番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。4 番につきましては、先ほど 4 条でご協議いただきました、●●の関係になります。賃借の契約を解除した後に、5 条での転用、所有権移転の申請ということでございます。5 番につきましては、市道の工事に伴う重機や資材等の置場としての一時転用ということで。当該農地につきましては、以前から一部、碎石が敷かれ、また、一部については荒廃が進んだ状態であったと。今回の一時転用前に、その市道の別区間の工事に伴う資材置場として一時転用がされたものでございます。今回はその工事に引き続いた別区間の工事に伴って、また別の事業者のほうで一時転用を行うものでございます。なお、この農地の一部、荒廃した部分については、借受人の業者さんのほうで整備いただいたというふうなことを聞いています。ということで、周辺への影響等もないことから、許可相当と判断したものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明、並びに調査会長の報告についてご発言のある方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないようでございますので質問を打ち切ります。採決に入ります。議案第 225 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 225 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 226 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼 事務局長 補佐 議案第 226 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。9 ページをご覧ください。番号 1 番と 2 番の 2 件でございます。1 番は令和 6 年 7 月 31 日開催の第 18 回総会において、農地法第 5 条による一時転用案件として許可相当と決定し、県に進達後、同年 8 月 22 日付で許可となった案件の計画変更申請となります。一番右の欄をご覧ください。本件は事業用地の追加に伴う計画変更です。追加する事業用地は隣接地で、先ほど 5 条の 3 番で許可相当と決定しました事業用地 1,924 m²です。追加に伴い、変更前の面積 1,734 m²から、変更後の面積が 3,658 m²になります。なお、記載はありませんが、一時転用期間は 5 条の 3 番に連動して、許可日から令和 7 年 8 月 21 日までとなります。

続きまして、2 番でございます。本件は令和 5 年 4 月 28 日開

催の第3回総会において、農地法第5条による一時転用案件として許可相当と決定し、県に進達後、同年5月11日付で許可となった案件の計画変更申請となります。一番右の欄をご覧ください。変更内容は一時転用の期間となります。変更前の令和5年5月11日から令和6年10月31日を、変更後は令和7年3月21日までとするものです。変更理由につきましては、天候等の理由により長野県発注の河川改修工事が予定どおり進捗せず、工期が変更されたためです。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明、並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに中部地区調査会長から、1番、お願いいたします。

北村地区調査会長 1番をご説明いたします。事務局のほうから端的にご説明ありましたけども。補足いたしますと、先ほどの5条の3番、決議いただきました案件ですね。これ、上段が8月の計画なんです、●●というところの農地ですね。この農地を通らないと進入できない。それから、これから掘る下のほうの●●さんという方の農地の砂利を採るんですが、その表土の保管を●●にするということになりまして。県のほうではこれを一体事業と見なして、計画変更、面積の変更を要求されて提出されたというものであります。調査会で十分審議しましたが、許可相当というふうに判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、2番、お願いいたします。
小林地区調査会長 2番につきましては南部地区調査会で審議をいたしました。先ほど事務局からお話がありましてとおりでございまして、南部調査会では周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れがないということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方の挙手を求めます。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは質問を打ち切ります。採決に入ります。議案第226号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第226号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして別冊1の、議案第227号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用

集積計画」の決定についてを議題といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いします。

農 業 政 策 課
相 澤 主 事

農業政策課の相澤と申します。議案第 227 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、説明申し上げます。初めに議案の訂正について説明申し上げます。本日、お手元に第 24 回総会議案訂正表（農業経営基盤強化促進法関連）総会用と書かれたものをご覧ください。今回、取り下げに伴う訂正が多くなってしまい、誠に申し訳ございません。本日、お配りした訂正表、おめくりいただきまして、差替 1。また、別冊もおめくりいただいて、1 ページ、2 ページをご覧ください。差替の 1 につきまして、これからご説明する取り下げに伴いまして集計数値及び、利用権の設定をする人数及び件数に修正が生じたため、1 ページ、2 ページの差替を行いました。この取り下げについて、ご説明申し上げます。別冊の 67 ページをご覧ください。農地中間管理事業の賃借権で、番号 119、120 につきまして長野市若穂川田村南●●、他 1 筆につきまして、渡人、●●さんが長野県農業開発公社を通して●●さんに貸し付ける件について取り下げをいたします。次に別冊の 71 ページをご覧ください。こちらにつきましても農地中間管理事業の賃借権で、番号 130 番、一つ飛んで 132 番の長野市若穂保科●●、他 2 筆につきまして、渡人、●●さん及び●●さんが長野県農業開発公社を通して●●さんに貸し付ける件につきまして取り下げをいたしました。

ページをおめくりいただきまして、別冊の 72 ページ、ご覧ください。また、お手元の差替票もおめくりいただきまして、差替 2 をご覧ください。こちら、●●さんが長野県農業公社を通して農地を借りる件につきまして、先ほど説明した取り下げに伴いまして差替 2 のとおりとなりましたので、こちら、72 ページについても差替を行いました。続きまして、別冊の 99 ページをご覧ください。また、99 ページと関連しまして、差替をおめくりいただいて差替 3 も一緒にご覧ください。こちらにつきまして、先ほど取り下げの説明をさせていただいた●●さんが農家創設者であるため、議案第 228 号の意見聴取の対象となっており、取り下げにより集計数値に修正が生じたため、こちら、集計数値についても差替を行いました。

その取り下げについて説明になります別冊の 102 ページ、ご覧ください。番号 5 番、●●さんですけれども、権利設定を受ける農地のうち、若穂保科●●以外の農地を先ほどの取り下げの説明のとおり、取り下げさせていただきました。こちらにつきましては、

差替3の裏面に新しく●●さんが公社が借り受けるものを差替しましたので、差替3の裏面が訂正した差替になります。また、お手元の別冊の101ページ、102ページにつきまして、縦列の権利設定を受ける者、貸付人がありますが。この長野県農業開発公社の住所なんですけども、101ページ及び102ページ、誤りがありまして。正しくは長野市大字南長野北石堂町●●に訂正をいたします。申し訳ございません。

次に別冊1の103ページ及び104ページをご覧ください。104ページの番号1につきまして、株式会社●●が富竹の2筆を権利設定する案件について取り下げをいたします。これに伴いまして、103ページの集計値につきましても修正が生じたため、差替4のとおり差替を行いました。訂正が多くなって誠に申し訳ございません。ここまで訂正に関しましてご質問等がありますでしょうか。

それでは議案の説明に入ります。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会で決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、①長野市基本構想に適合すること。②農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。③利用権を設定する土地について、関係権利者の同意を得ていることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

お手元の訂正票の差替1をご覧ください。差替1の裏面になりますけども、所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は、総件数244件、総面積213,093.52㎡でございます。差替1の表面になります。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計面積は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は106名、利用権の設定をする方は163名となっております。説明は以上でございます。ご決定いただきますよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

議

長 それでは審議に入らせていただきます。まず、1の所有権移転関係につきましては、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に利用権設定関係ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権について、一括、報告をいただきます。6の農地中間管理事業（賃借権）及び7の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものとするので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。

また、お手元の別紙 1 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当しますので、関係する委員に退席いただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。初めに 1 の所有権移転関係の 1 番から 35 番について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、農家創設を含めてお願いいたします。それでは北部地区調査会長から、1 番から 8 番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。所有権移転関係、1 番から 8 番につきましては、特に異論はなしということであります。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、9 番から 13 番、お願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。9 番から 13 番まで、許可要件を満たしており、特に異論がなかったので許可とします。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、14 番から 16 番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の案件ですが、公社と連携して委員がコミットしておりますので、原案どおり決定することで問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、17 番から 19 番についてお願いいたします。

小林地区調査会長 別冊の 8 から 9 ページの所になります。番号 17 番から 19 番、調査会で審議いたしました。その結果、いずれも原案のとおり決定するという事で問題なしと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、20 番から 35 番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長 20 番につきましては、先ほど 4 条案件でご審議いただいた案件の方になります。今回、移転となる農地につきましては再生が困難な状態、立ち木もあるような状態になっている形ということであります。担当の委員のほうでも調査の中で、所有する農地について耕作がされていないような農地もある中で、さらに荒廃農地を取得して耕作が進められるのかというようなことで、担当と事務局、農業政策課も合わせて本人から聴き取る中で、これについては自身で再生を行うということで確認をしたといういきさつがございます。21 番につきましても、全てを一括で受け入れてほしいというような状況の意向もある中で、担当委員のほうで奔走して、今回、所有権移転に至ったものでございます。ということで、いずれも許可相当と判断はいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほど説明を申し上げましたとおり、委員が関係する別紙 1 の 1 番を除いた所有権移転関係について質疑、採決を行います。それでは農業

政策課の説明及び、ただ今の地区調査会長からの報告についてご発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは質疑を打ち切ります。所有権移転関係について採決に入ります。議案第 227 号のうち、委員が関係する別紙 1 の 1 番を除いた所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。続きまして、2 から 5 の利用権設定関係について、一括、各地区調査会長から補足説明、並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めて報告、お願いいたします。利用権設定関係につきましては、6 年未満の賃借権が 6 件、10 年以上の賃借権が 8 件、使用貸借権が 12 件でございます。初めに北部地区調査会長から、検討結果の報告についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。賃貸借権の設定、使用貸借権設定それぞれの議案について、特に異論がなく了解といたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長。

和田地区調査会長 西部地区調査会の案件につきましては更新事案等、特に異論はなかったので原案どおりということで、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、中部地区調査会長。

北村地区調査会長 中部地区の利用権設定案件について、原案のとおり決定することで問題はありません。以上です。

議 長 南部地区調査会長。

小林地区調査会長 南部地区、いずれも原案のとおり決定することで問題なしと判断いたしました。以上です。

議 長 最後に、東部地区調査会長。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。調査会では特に異論はなく、原案どおり決定することといたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは 6 番と 7 番の農地中間管理事業につきましては、農業政策課の説明のみとさせていただきます。これより質疑に入ります。委員が関係する別紙 1 の 2 番を除いた利用権設定関係について質疑、採決を行います。それでは農業政策課の説明、並びに地区調査会長の報告についてご発言のある方の挙手を求めます。いいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、ご意見がないようですので打ち切りまして、採決に入ります。別紙 1 の 2 番を除いた利用権設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。ありがとうございました。

続きまして、委員が議事に参与することができない別紙1の議案について質疑、採決を行います。初めに別紙1の1番、経基法議案別冊1の12ページ、26番、27番、28番は●●が関係しておりますので退席をいたします。また、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第1項第5号に基づき、曽根会長代理さんをお願いいたします。よろしくお願いします。

【●● 退室】

曾根会長代理 では、会長の代理として議事を進行いたします。当案件について発言がある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

【意見なし】

曾根会長代理 質疑がありませんので、採決を行います。当案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

曾根会長代理 ありがとうございます。全員賛成ですので、●●の入室を許可いたします。

【●● 入室】

曾根会長代理 青木会長、お願いします。

議 長 議事を進行いたします。続きまして別冊1の2番、経基法議案別冊1の21ページ、1番は●●委員が関係をしておりますので退室をお願いいたします。

【●●委員 退室】

議 長 それでは、当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。ないですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは質疑がございませんので、採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よって、●●委員の入室を許可します。

【●●委員 入室】

議 長 それでは、議案第227号につきましては全て原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第228号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いします。

農 業 政 策 課 議案第228号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
相 澤 主 事 3項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の意

見徴収について、ご説明申し上げます。機構の配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものとするとして規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合、これに該当し、意見聴取をお願いするものです。

それでは、お手元の別冊 103 ページ及び、本日、お配りした訂正票の差替 3 番をご覧ください。すみません、別冊は 99 ページ。今回、権利の設定を受ける方は 5 名で、賃貸借、使用貸借権で 17,012 m²を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。おめくりいただいて 100 ページをご覧ください。番号 1 の●●さんは、野菜全般の栽培で赤沼地区において長野市で初めて農地を借りる市外在住の担い手になります。番号 2 の●●さんは、果樹全般の栽培で戸隠栃原地区において農家創設をする方になります。

番号 3 の●●さんは、果樹全般、ヘーゼルナッツの栽培で松代町清野地区において農家創設をする方になります。番号 4 の●●さんは、水稻の栽培で若穂綿内地区において長野市で初めて農地を借りる市外在住の担い手になります。番号 5 の●●さんは、りんごの栽培で若穂保科地区において農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課から説明がございました。それでは地区調査会長から、検討結果に基づいた農家創設を含めて意見等の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番につきましては特に異論、ございませんでした。以上です。

議 長 続きまして西部地区調査会長から、2 番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。2 番の●●さんは、農家創設の事案であります。西部地区調査会において営農計画の説明をいただき、本人が果樹全般となっていますがブルーベリーの栽培をしたいということで、長野市農業公社のほうから紹介していただいた戸隠の土地で、今回、全部で 6,000 m²あるんですけども、今後、1 ヘクタールまで増やしたいと。あと、今後はネット販売等で販売を促進していきたいと意欲を示しておりました。許可要件を満たしており、許可することに異論はないということで判断しました。以上です。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、3 番から 5 番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。3 番については農家創設の案件と

なります。それについては事務局からの説明のとおり、ブルーベリーの栽培を行うという方であります。一応、八十数本の植栽を計画されているということで、現在、植栽する準備が整っている状態です。苗木のほうは、まだ発注してから手元に届かないということです。3月には届くということで、届き次第、植栽を行いたいということでございます。この方、大規模な農業は初めてということなんですから、調査会当日もご主人と一緒におみえになって営農計画のほうを説明いただきました。その中で委員のほうからは、消毒や草刈りについては適正に行ってほしいというようなアドバイスをを行ったところです。将来的には自前で加工の施設等も運営していければというようなご計画をお持ちだということであります。

5番につきましては、先ほど大きな訂正がございましたが。この申請人、●●さんは若穂地区で地域おこし協力隊員として活躍されていた方です。昨年9月に任期が終了し、その後、本格的にりんご栽培に取り組まれておいでになった。かなり品質の良いりんごを収穫されたということであります。今後について、規模を拡大ということで、今回、当初、農地の賃借を計画していたところでありましたが、ここへ来て体調を崩されたということで、調査会当日もご欠席ということになりました。

そういった中で、担当の委員さん、日頃から指導をされていた委員さんもおいでになりますけど、そういった委員さんのほうで本人に意向を確認していただいて、この変更について確認していただきました。その中で、当初、計画した面積は難しそうだということで、面積を絞った中でりんごの栽培を継続したいという要望であります。ご本人は農業が大好きでいらっしゃるということで、将来的には若穂の大きな担い手の一人になることが期待されている方であります。以上です。

議 長 近藤会長、4番はいいですか。

近藤地区調査会長 4番については特にご意見をいただきませんでした。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課及び地区調査会長からの報告がありましたけども、ご意見のある方、ございますか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは質疑を打ち切りまして、採決に入ります。議案第228号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認いたしました。よって、議案第228号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第229号 農地中間管理事業の推進に関する

法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の決定について、農業政策課より説明をお願いいたします。

農業政策課 議案第 229 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第
相澤主事 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の決定について、ご説明いたします。本計画は、既に中間管理機構が地権者から借り受けている農地を担い手へ貸し付ける計画になります。それでは別冊の 103 ページ及び、差替の 4 をご覧ください。今回、機構配分を受ける方は 11 名、賃貸借及び使用貸借により 28,196 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。別冊の 104 ページをご覧ください。番号 1 番につきましては、冒頭の説明で取り下げの訂正を行いました。

番号 2 は●●さんが上駒沢地区でりんごを栽培する計画。番号 3 は●●さんが柳原地区で水稻を栽培する計画。番号 4 は合同会社●●が柳原地区及び若穂川田地区で水稻を栽培する計画。番号 5 は●●さんが真島町真島地区でりんごを栽培する計画。番号 6 は有限会社●●が篠ノ井西寺尾地区で麦を栽培する計画。番号 7 は●●さんが松代町東条地区で果樹全般を栽培する計画。番号 8 は●●さんが若穂綿内地区で水稻を栽培する計画。番号 9 は●●さんが若穂綿内地区で水稻を栽培する計画。番号 10 は●●さんが若穂綿内地区で果樹全般を栽培する計画。番号 11 は●●さんが若穂川田地区で水稻を栽培する計画。番号 12 は●●さんが若穂川田地区で桃を栽培する計画となっております。説明は以上でございます。決定いただけますよう、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは地区調査会長から、検討結果について、農家創設を含めて意見等の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、2 と 3 及び 4 の柳原分のみ、お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。2 番、3 番及び 4 番の一部につきまして、特に異論はなく許可妥当ということでまとまりました。以上です。

議 長 続きまして中部地区調査会長から、5 番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 5 番ですね。現行の耕作者なんですけども、野菜の栽培をやっております、それが拡大して、どうしてもここが難しいということで、ここにある●●さんに、これ、近隣の担い手の一人なんですけども、配分を変更したということでもあります。問題ないと判断します。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、6 番についてお願いします。

小林地区調査会長 6 番につきましては原案のとおり決定するということで、問題

- なしということです。以上です。
- 議 長 続きまして東部地区調査会長から、4 番の若穂分と 7 番から 12 番、お願いします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。調査会当日は特に意見はございませんでした。以上です。
- 議 長 それでは質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方の挙手を求めます。特にいいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは質疑を打ち切ります。採決に入ります。議案第 229 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 229 号は原案のとおり決定いたしました。
- 3 時ですので 10 分休憩しましょう。
- 【休 憩】
- 議 長 3 時 10 分になりました。定刻になりましたので議事を再開いたします。議案第 230 号 非農地決定についてを事務局より説明、お願いいたします。
- 笠 井 主 幹 議案第 230 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本
兼 事 務 局 長 補 佐 冊 11 ページをご覧ください。番号 1 番から 17 ページの 173 番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の非農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができますようになります。
- 17 ページをご覧ください。一番下に面積の集計があります。今月、ご決定いただくものは、山林が 58 筆、面積が 31,924 m²。原野が 115 筆、面積が 44,137.81 m²。合計で 173 筆、面積が 76,061.81 m²でございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは質問なしということで、採決に入ります。議案第 230

号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 230 号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告第 71 号 農地法第 4 条の規定による届出について、報告第 72 号 農地法第 5 条の規定による届出について、報告第 73 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、事務局より説明、お願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐 報告第 71 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の 19 ページをご覧ください。番号 65 番から 20 ページの 70 番までの 6 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっています。4 条の転用届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 72 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。21 ページをご覧ください。番号 134 番から 24 ページの 150 番までの 17 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題なく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 73 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件、3 件についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局から報告第 71 号、第 72 号、第 73 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議長 長 それでは発言を打ち切ります。報告案件でございますので、ご了解いただくよう、よろしくお願いいたします。続きまして議案

第 231 号 令和 6 年度農地の賃借料情報について、議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

駒 村 係 長

事務局の駒村です。よろしくお願いいたします。議案第 231 号 令和 6 年農地の賃借料情報について、説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。説明は着座で失礼いたします。この農地の賃借料情報は、毎年公表しているものになります。根拠法令は農地法第 52 条で、農業委員会は借賃等の動向、その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものと規定されており、この規定に基づき公表しております。取り扱いですが、農業委員会が賃借料の目安として公表していた標準小作料が農地法の改正により平成 21 年 12 月に廃止されたことから、それに代わるものとして現在は全国農業会議所作成の農地の賃借料情報提供の手引きに基づき、実際にあった取引の集計値を参考として公表しているものになります。

令和 6 年平均的賃借料は 2 ページの資料 1-2 のとおりです。2 ページをご覧ください。データの取得期間については令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月分までとなり、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借等については 12 月公告分まで、農地法に基づくものについては 12 月総会の対象案件までが対象となっております。1 の表は賃借料の情報です。算出方法ですが、賃借料情報の信頼性を高めるため、手引きに基づき全賃借料データの平均値±平均値×70 パーセントを超えるもの、つまり、平均に比べて著しく高額、あるいは低額なものを除いて算出をいたしました。また、物納については集計から除いており、5 件未満のデータについては必要データ数を満たしていないため、件数のみの記載としております。2 の表は無償の貸借である使用貸借の件数と全利用権設定数に占める割合となります。

3 ページをご覧ください。こちらは参考資料として、過去 5 年間の長野市における農地の賃借料の推移を添付いたしました。1 は過去 5 年間の賃借料の平均額の推移、2 は全利用権設定数に占める使用貸借の割合になります。資料のほうは 1 ページにお戻りいただきまして、最後、5 農業委員会だよりへの掲載は、令和 7 年 3 月発行の第 99 号農業委員会だよりを予定しております。なお、農業委員会だよりには長野市全体の平均額、最高額、最低額、件数、使用貸借の件数のみを掲載し、ホームページのほうに、こちらの資料の 2 ページの内容を掲載する予定でございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議

長

ただ今、事務局から説明がありました。ただ今の説明に際しまして、何かご質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

- 【質疑なし】
- 議 長 なければ、皆様のご意向を確認いたします。令和6年度農地の賃借料情報について、この内容でご確認いただける方、挙手をお願いいたします。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。議案第231号につきましては原案のとおり決定をいたしました。
- 続きまして、議案第232号 長野市国民健康保険運営協議会委員候補者の推薦についてを議題とします。事務局より説明、お願いします。
- 西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。失礼して着座にて説明させていただきます。お手元の資料2、議案第232号 長野市国民健康保険運営協議会委員候補者の推薦についてをご覧ください。1の議題についてですが、国保・高齢者医療課から現委員の3年の任期が令和7年3月31日に期限を迎えるため、農業委員から引き続き委員を推薦してほしいと依頼があったものでございます。2の協議会の概要についてですが、市長の諮問機関として、国民健康保険の運営に関し必要な意見や調整、審議、さらに市長への意見の具申を行います。年3回から5回、平日の午後に開催され、1回当たりの審議に要する時間は1から2時間程度となります。3の推薦者数につきましては1名です。
- 4の候補者についてですが、表の右側をご覧ください。令和7年3月までの現委員といたしまして、北村守中部地区調査会長が就任されております。表の左側をご覧ください。4月以降につきまして、引き続き北村守中部地区調査会長を委員にご推薦申し上げたいと存じます。私からの説明、以上でございます。
- 議 長 ただ今、事務局から説明をいただきました。この内容につきまして、ご質問、ご意見、ございますか。特にありませんか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは事務局の提案につきまして、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成をいただきました。よって、議案第232号につきましては原案のとおりで決定いたしました。北村中部地区調査会長、引き続きよろしくお願いします。
- 北村地区調査会長 ベストを尽くします。よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。続きまして議案第233号 長野市都市計画審議会専門委員の推薦についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。
- 笠井主幹 本日、お配りしております。資料3、A4、1枚の紙でございます。

兼 事務局 長 補 佐 ます。こちらをご覧くださいと思います。議案第 233 号 長野市都市計画審議会専門委員の推薦について、ご説明申し上げます。1 番の依頼についてでございますが、所管課は都市整備部都市計画課からの依頼でございます。内容につきましては、長野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を改定するに当たり、長野市都市計画審議会に長野市都市計画マスタープラン改定専門部会を設置いたします。当部会では学識経験者、民間諸団体会員や、一般公募の方々を専門委員として委嘱し、長野市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定に関して審議いただきます。つきましては、農業委員会から専門委員の推薦をお願いしたいというものでございます。

資料の裏のページ、ご覧いただきたいと思います。参考資料として記載させていただきました。1 番ですけれども、まず、都市計画マスタープランとは何ぞやというものでございます。将来においても持続可能な都市の実現に向けて、市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画です。概ね 20 年後の都市の姿を見据え、地域特性に即した将来像を描いたまちづくりの指針となるものです。その下、2 番でございますが、立地適正化計画でございます。都市計画マスタープランのアクションプランとして、居住や都市機能が適切に配備されたコンパクトな都市の実現に向けた計画です。居住や生活利便施設などの都市機能の誘導を図る区域と、その誘導指針及び防災指針などを定めております。

それでは、表のほうをご覧くださいと思います。2 番の長野市都市計画審議会専門委員の概要でございます。(1) ですが、任期につきましては委嘱日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっております。(2) の会議開催予定でございますが、上記期間中に 12 回程度を予定しております。続きまして下の 3 番、推薦者数につきましては 1 名でございます。4 番でございますが、推薦候補者の案でございます。こちらは 1 月 14 日に開催しました役員会におきまして、北部地区調査会長の善財良治委員を候補者としてご推薦いただきました。本日はこの案をご決定いただきますよう、ご審議のほど、よろしく申し上げます。説明は以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から説明、ありました。ただ今の説明に際しまして、何かご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問がなければ打ち切ります。採決に入ります。議案第 233 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よ

って議案第 233 号 長野市都市計画審議委員会専門委員の推薦については原案のとおり決定をいたしました。善財良治委員さん、新しく、またよろしく願いいたします。

善財地区調査会長
議 長

承知しました。

以上で本日、予定をいたしました議事については終わりますけれども、議題となる皆さま方からのご発言はございますか。いいですかね。スムーズな議事進行にご協力いただきました。ありがとうございました。これで議長の任を解かせていただきます。引き継ぎまして、曽根代理さんのほうに進行をお願いします。

曽 根 会 長 代 理

会長、ありがとうございました。以上で本日の議事は終了となりました。次に 8 のその他に移ります。本日、議事全体を通して委員の皆さまからご質問等、ありましたらお願いしたいと思えます。はい、阿部委員どうぞ。

阿 部 委 員

いくつか、あります。1 月 17 日に川中島町農政懇談会を開いて。農政懇談会は、ちょっと分からないですが 20 年以上、もう、大先輩からずっとやっているんですね。構成は現職の農業委員、推進委員、そして過去に農業委員、推進委員をやった人たちに案内出すと。あと、地元の県会議員、市会議員、あと、川中島には三つの農協があるもので、川中島農協支所、中津、御厨と三つあるんで、そこの所長さん呼んで、農政懇談会っていうことで。今回の議題については、毎年要望書を出しているもので要望書の概略と、もう一つは長野市産業立地ビジョンについて説明してもらったんですが、その中で参加者から、元農業委員をやられていた方からでかく怒られて。長野市産業立地ビジョンの 8 か所の場所の提案があつて、そのうち三つを工業化にすると。一つ 20 ヘクタールっていうことだったもんで。それで、八つのうち三つが川中島、更北に該当するということ。

農業委員としては、さっき検証をやったように農業の育成を進めていると。長野市も農業の推進をやっている。これ、矛盾することを提案していくっていうことは、もうちょっと前に農業委員会や関係機関とよく話し合いながら、もう提案されてビジョンで出されちゃって、地域が 8 か所やられているから。そうすると、せっかく意欲を持って農業の集積、それから継続を進めている中でいけば、あまりにも矛盾しているということで、撤回しろっていう。俺ら、権限がないので、ちゃんと伝えますということで。それで、住自協にも話もあつて、きちっと地域に説明を求めることが必要じゃないかって言われましたので、お伝えしますので、なんかの機会があれば、またそういう意見を述べざるを得ないなという、それが一つ。

あと、もう一つ、皆さん、読んだか分かんないんだけど。1 月

9日の信濃毎日新聞で、相続土地手放したいのについてということで、千曲市に住んでいる方で、相続で塩崎の農地を相続したということで載っていたんですが。いろいろ手を尽くしたのだけど、なかなかこずってると。草刈りだけはやっているというようなことでやって。最後のほうにこういう文言があるんですよ。

「●●さんは使い道がない相続土地の問題について、今の状況だと個人任せになり過ぎている。農業委員会が仲介するなど行政も関与して、少しでもいい方向に進んでほしいと訴えている。」

さっきもありましたが、全ての調査会で農家相談やっているわけですよ。それで農業委員会だよりも全戸配布して、そういうこともやってるわけなんだよね。農家相談やっていなくて、こういうことを書かれるんならいいんだけど、農業委員会は何もやってないような記事にさせられているっていうこと自体がまずいんじゃないかな。実態がどうなっているか。本来なら●●さんが千曲市でもそうだし、長野市でもいいから相談に乗ってくれっていう連絡してからやってもらえばいいけど、その事実がどうなっているかっていうのは。事務局にも電話だけはしといたのですが。その結果がもし分かれば、一つ、やってもらいたいです。

松橋事務局長補佐

先ほどの農家相談なんですが、今年、去年の記録では該当する方、いらっしゃらなかったですね。新聞記事だと住所が千曲市ということで、回覧するにしても長野市の行政区が対象となりますので、やはりご案内から漏れてしまっている可能性は大きいんじゃないかと思います。

浅川参事
兼事務局長

また続編っていうことで、近くのその方ではないんだけど、パート2の記事も信毎さん出されて。私どもに取材、ないんですよ。どうも読んでみると、その記者の方の自分のこと。つまり自分の実家も山手にあって荒れちゃって、30年ぶりに来たら、えらいことになっていたって。自分たちはもう、下に住んでいるし、年寄りが山に住んでる家、残して荒れ放題だっていう自分の記事を書きながら、要するにピックアップしながら、どうも記事にしていると思われるんですよ。残念ながら、その方、千曲市と長野市っていうことで、隔たりで情報がうまく伝わるすべもなく、接点もなく。そういう方を取材されたということで、私どもとしては非常に残念なことで。とは言っても、今の話は他の地区でいくつも出ていまして、農業委員さんが何も知らないわけじゃなくて、駆けずり回っていろいろやっていただいているんですよ。そこはしっかりと取材していただきかった。どうしても借り手も買い手もつかなくて、国に召し上げるじゃないんだけど。ただ、国もそれは、売もしないものは引き取れませんから。条件もかなり厳しくハードルを上げて、国が引き取る以上は有効利

用、売買ができるような、競売で値段が付くようなものしか基本的に取得しないと、こうなっているのが現状で。そうすると、今、言ったような利用価値の低い所は、一体どうするんだということとは確かに課題として取り残されて、これからますます拡大してくるので、私どもも農林部の中で情報共有しながら、このことについて、今後どういうように対応していくか、勉強したいと思っています。

阿 部 委 員 記者が、さっき言ったように農業委員会に相談してみたらって、ちゃんとやったのかっていうので確認してから、記事書きやいいけど、本人の気持ちだけでやって。公の組織だからさ、長野市でやっているから、長野市農業委員会だよね。農業委員っていったって、頭は長野市だから。長野市の農業委員はやってねえって、これはもう全県にまかれちゃったわけでしょう。他の農業委員だって、長野市の農業委員、こんなことやっているんかって、こうなれちゃ困る。本当は記者が該当の農業委員会にちゃんと相談してみたのかって、じゃあ、この文はやめるようにするとかやってもらわないと、事実は違うような気がして。

あともう1件。さっき予定の関係で、2月4日に三者農政懇談会っていうのをやるっていうことで、市と農業委員会と農協と三者で。俺、議員のときに、教育と農業の関係で委員長をやったときがあるのだけど、そのときに農業委員をやっていたもんで、農業委員と常任委員会と懇談会やるべきだっていうことで提案して、そのときからずっとやってるんだよね。なぜかっていうと、会派は全て長野市の常任委員会の中に、基本的にはみんな全て、共産党も公明党も、それから新友会もいろんなね。それから無所属も、たまに入ります。そうやって全体で入って懇談会やってきた。今度の懇談っていうのは、中身は新友会だけなんだよね。新友会だけであれば、新友会が主催して誰を呼ぼうが、新友会の意見だから。だから、さっきもあつたように、うちのほうだって議員も呼んだり、そういうこともやってる。これはうちの農業委員、推進委員が中心になってやっている。だから、特定なところだけでやるっていう構成になっているのであれば、向こうが主催して、呼び寄せてやる。主催が順番に代わっていくっていう、順番にやってくっていうこと自体が、特定な会派だけにやるっていうのも、もう一度、検討をよくしていただければありがたい。

浅 川 参 事 ありがとうごさいます。三者農政懇談会っていうスキームで、
兼 事 務 局 長 JA と農業委員の役員と長野市議会の経済振興議員連盟という形で、正確には分かりませんが、どうも50年とか60年ぐらい前からこういう懇談の場っていうのも設けて、毎年やってきてると、こういうことです。三者、集まってやるんですが、当番幹事を順

繰りに、3年ごと当番ってということでやってきたと、こういうスタイルで今日まで来ているんですけど。いろいろこの際見直しをしてこうということがありまして、今年度、うちがたまたま当番だったんですけど、ホテルを使ってやるとそれだけでも十何万かかるものですから、この際だからホテルでやるのをやめて、講堂とかを使って、手間は掛かりますけど経費を削減しようということが一つ。それから二つ目は、当番というのをやめて議員連盟さんが毎回主催で、私どもに声が掛かったら出席するというような。決してそういうことはないんですが、場合によっては、人によっては特定の会派と癒着しているというそしりを受けないためにも、そういう誤解を与えないためにも、お声掛けをいただいたら JA も私どもも出席しましょうというスタイルに衣替えをしていこうという。

さらに、議員連盟というのは名ばかりで、実態は長野市議会新友会といわれる一つの特定の会派ではないかということで、確かに私どもも承知はしているという。しかしながら、議員連盟という肩書でもって大臣とか霞が関、永田町等へ要望活動とかしていただいてるってこともあったという歴史もありますので、どうもその議員連盟という名前はこだわってらっしゃるようです。私ども会長とも相談する中で、他の会派であったり、他の議員さんから同様の声掛けあれば、日程調整しますんでっていう話を広くさせていただいて。今回のことが契機になって、他の会派も今、同様のそういう懇談の場を設けたいと、仲間を連れてというような話をいただいて、早速、日程調整も今、既に進めています。

そして委員さんがおっしゃられた市議会の経済文教委員会とは、その後も、今年もそうですけども、情報交換ということで懇談の場を役員の皆さんにご出席いただいて行ったところでございます。そのような状況でいろいろとご指摘いただく中で、あらぬ誤解を与えぬように、この際、見直すべきところは見直しをして、引き続き農業委員さんのご活動を長野市議会の議員さん方にしっかりとお伝えし、市の政策に反映していただく機会っていうものを何度も設けていこうと。そんなことで、今後も進めてまいりたいと思っています。よろしくお願いします。

阿 部 委 員
曾 根 会 長 代 理
駒 村 委 員

お願いします。

よろしいでしょうか。他に。どうぞ。

先ほどの塩崎地区の荒れ地の新聞のやつで。われわれ、塩崎地区で毎年、農協とタイアップして農家懇談会ってのをやるんです。そのときに私の計画では、そういった記事をうまく使って地域計画というものを塩崎地区の 10 地区に 1 カ所ずつやりますんで。そこで説明しようかなと思って、きょうも松橋補佐に資料を

もらったんですけど、逆に私はそういう情報を逆手にとって、みんなに空き地の状況はここだといって、それをうまく地域計画に話そうというような考えでいますんで。そこら辺、またいい知恵あったら、お願いします。

曾根会長代理 よろしいですか。

浅川参事 ごめんなさい。最初にあった産業立地ビジョンの関係で確認させていただきたいんですけど。担当課のほうにはお伝えするってのは、われわれのほうを介してってことでしょうか。それとも、既にいろいろ直接、お話をいただいているんでしょうか。

阿部委員 まだやってない、直接は。

浅川参事 私どもを介してっていう場合であれば、何らかの、いつ、どこで、どんな会議があつてってものをいただければ、私どもも話はしますし。あるいは、川中島支所の職員とか企業立地課の職員が、もし入ってれば、その手間はないんですけども。

阿部委員 支所長が入っていた、懇談会には。

浅川参事 じゃあ、支所長のほうで動いていただくってことですね。ありがとうございます。

曾根会長代理 よろしいでしょうか。では、あと、事務局のほうから今後の日程についてお願いします。

西村事務局長補佐 私から今後の日程について申し上げます。お手元の総会の次第をご覧ください。次第の下段をご覧ください。次回の第25回総会につきましては、2月28日金曜日の午前10時から、第二庁舎10階の講堂で行います。通常と開始時間が異なりますので、ご注意ください。また、同日の午後1時から、同じ会場におきまして第2回農業委員会合同研修会を開催しますので、ご出席をお願いいたします。恐れ入りますが、次第の裏面をご覧ください。2の地区調査会及び農家相談会の日程につきまして、令和7年2月開催の予定を記載しましたので、よろしくお願いいたします。3の今後の会議等の日程につきまして、令和7年3月の役員会、総会の予定を追加しましたので、よろしくお願いいたします。私からの説明、以上になります。

曾根会長代理 ありがとうございます。

青木会長 一ついいですか、1点だけ。地区調査会の日程、見ると全部、同じ日なんですよ、5地区。午前、午後はあるけども、これは事務局のパワーも含めて考えれば、これは委員の立場、どうのこうのじゃないですけど、ある程度、調整できるところは調整しようじゃないかというふうに思います。特に事務局からの説明も、ある程度、専門的な話になってくると、同じ方が全部、5地区を話してもらったほうがいいということもあるんで。その辺を事務局も一回、ご検討いただければありがたいなというふうに思いま

す。私からの希望です。

曾 根 会 長 代 理 よろしいですか。以上で第 24 回の総会を終了といたします。
ありがとうございました。